

近江八幡市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域において複数の社会福祉法人等が協働して実施する地域課題解決に向けた地域貢献の取組並びに介護・福祉人材の確保、育成及び定着に向けた取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に關し近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表第1に掲げる事業を実施する複数の法人等で構成される団体であつて、市長が適当と認めるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に定めるとおりとし、補助金の額は、補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を減じて得た額と別表1に定める補助基準額を比較して少ない方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、補助事業の実施年度毎に市長が別に定める日までに、近江八幡市小規模法人の

ネットワーク化による協働推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費所要額調（別記様式第2号）
- (2) 事業計画書（別記様式第3号）
- (3) 収支予算（見込）書（別記様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、近江八幡市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定後に第5条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、直ちに近江八幡市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金変更交付申請書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費変更所要額調（別記様式第7号）

(2) 事業変更計画書（別記様式第8号）

(3) 収支予算（見込）書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、近江八幡市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金変更決定通知書（別記様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業を実施した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、近江八幡市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金実績報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 経費所要額清算書（別記様式第11号）

(2) 事業実績報告書（別記様式第12号）

(3) 収支決算（見込）書（別記様式第13号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の交付確定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による実績の報告があった場合は、その報告の内容を審査し、並びに当該報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、近江八幡市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付確定通知書（別記様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第10条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、近江八幡市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付請求書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、補助事業等の目的を達成するために特に必要があると認めたときは、交付すべき補助金の額の全部又は一部を概算払で交付することができる。
- 3 前項の場合において、市長は、補助金の交付の決定後、当該補助金をおおむね半年毎に分割して交付するものとする。

(書類の整備)

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(補助対象事業者の特例)

- 2 第2条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日の前日までに、滋賀県等から同種の補助金の交付を受けていた者は、補助対象事業者としない。

別表第1（第2条、第3条関係）

事業	取組内容	補助基準額
1 法人間連携プラットフォームの設置	複数の小規模法人等が参画する法人間連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、かつ、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）との間で、地域課題に関する討議を行うとともに、2から5までに掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検証等を行うものとする。	1 プラットフォーム当たりの補助基準額 (1) 参画法人数 5 法人以下 1, 500千円以内 (2) 参画法人数 6 法人以上、9 法人以下 2, 500千円以内
2 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ	(1) 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置 (2) 現時点では自立している単身高齢者に対する見守りその他の孤立死防止のための事業 (3) 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出し、買い物等の軽度日常生活支援 (4) 高齢者、障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり (5) 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所及び食料の提供並びに資金の貸付け (6) 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与及び自立に向けた継続的な相談支援 (7) 仕事及び介護又は子育ての両立に向けた支援 (8) 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり (9) 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援 (10) 高齢者、障害者等に対する権利擁護支援 (11) 災害時要援護者に対する支援体制の構築	(3) 参画法人数 10 法人以上 4, 000千円以内

	(12) その他この事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組	
3 福祉・介護人材の確保及び定着のための取組の推進	(1) 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施 (2) 人事交流の推進 (3) 新規人材を確保するための広報及び合同面接会の開催 (4) 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言 (5) 食事提供の一体実施その他のサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組 (6) 共通の人事考課及び賃金テーブルの作成に関する専門家からの助言 (7) 合同福利厚生事業の実施 (8) その他この事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組	
4 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進	参画法人の経営労務管理体制の効率化を図る観点から、報酬請求、職員採用、資材の購入等の事務を共同で処理するための別法人（連携推進法人を除く。）を立ち上げ、当該法人に参画法人がこれらの事務を委託するなどを通じて、事務処理部門の集約・共同化のための取組を推進する。	1 プラットフォームにつき 1 回に限り、3,200 千円以内を加算

5 ICT 技術の導 入支援	<p>1から3までの事業の実施等について、効果的・効率的に行うため、次に掲げる新たにICT技術を活用して行う取組を推進する。なお、本事業については、(4)の事業と併せて効率的に行うことを妨げない。</p> <p>(1) 地域住民等のためのSNSを活用した相談支援の仕組みづくり</p> <p>(2) 単身高齢者に対する見守り等のための参画法人間のオンラインネットワークの仕組みづくり</p> <p>(3) オンラインによる地域住民等の共生の場づくり</p> <p>(4) オンラインによる参画法人の職員合同研修の実施</p> <p>(5) 労務管理システムの共同調達</p> <p>(6) 参画法人におけるICT技術の導入方法及び活用方法に係る合同研修</p> <p>(7) その他この事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組</p>	1プラットフォームにつき1回に限り、2,000千円以内を加算
----------------------	--	--------------------------------

備考

- 事業の実施については、この表の1に掲げる事業を必ず行った上で、地域の実情に応じて、この表の2及び3に掲げる取組を行うものとする。また、この表の4及び5に掲げる事業を併せて行うことができるものとする。
- 補助基準額は、次に掲げる事業の実施状況の区分に応じ、当該区分に定める額とする。
 - この表の1から3までのすべての事業を実施する場合 補助基準額の欄に規定する額
 - この表の1と2又は1と3の事業を実施する場合 補助基準額の欄に規定する額の1／2

別表第2（第4条関係）

補 助 対 象 経 費
補助事業の実施に要する次の経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、報償費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）